

独立行政法人都市再生機構の平成 27 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定めた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、主務大臣である国土交通大臣による平成 27 年度の総合評定が「B」の評価であったこと等を踏まえ、役員解任等は行わなかった。
----------	---

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	27 事業年度評価における主な指摘事項	平成 28 及び 29 年度の運営、予算への反映状況
法人全体に対する評価	○ 法人全体としては概ね中期計画における所期の目標を達成していると認められるが、県道千葉ニュータウン北環状線事業等の補償交渉過程において、複数のコンプライアンス違反があり、内部統制が十分に機能していないと認められる。機構において、二度とこのような事態が生じることのないよう再発防止に取り組み、国民の信頼回復に努めるべきである。	○ 平成 28 年度は、千葉ニュータウン北環状線事業に関連する補償交渉過程におけるコンプライアンス違反に関して、以下の再発防止策を策定・公表（平成 28 年 7 月）し、平成 28 年度に全ての再発防止策に着手した。平成 29 年度においても、再発防止策とそのフォローアップに引き続き取り組み、コンプライアンスの徹底を図っていく。 (1) 職員のコンプライアンスに関する意識改革の更なる徹底 (2) 各職員がコンプライアンス違反行為に踏み込むことを未然に防止するための業務上の環境整備 (3) 各職員の行動を組織としてフォローするコンプライアンス面の環境整備
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する	(超高齢社会に対応した住まい・コミュニティの形成) ○ 地域医療福祉拠点の形成については、着手については目標を上回って達成しているものの、形成の実績がない点は中期目標、ひいては住生活基本計画の目標達成に対してや	○ UR 賃貸住宅の地域医療福祉拠点化については、機構内に担当の部署を設置し組織体制を整え、取組を推進しているところ。前年度までに着手した 47 団地において、地方公共団体及びその他関係団

<p>る目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>や懸念される。一層の努力が求められる。</p> <p>(地域住民・地方公共団体等との緊密な連携推進)</p> <p>○ 計画通り順調に進んでいると判断できる。ただし意見交換会の回数だけでは活動の質と広がり判断することが難しいため、今後はコミュニケーションがもたらす効果についても適切に把握することを検討する必要がある。</p>	<p>体と密な連携を行い、地域医療福祉拠点化を推進する体制を早期に整え、6団地について形成に至った。中期計画及び住生活基本計画の目標達成へ平成29年度も引き続き形成に向け取組を推進しているところ。</p> <p>○ 地域住民・地方公共団体等との連携については、その内容や相手方の属性が多様であることから、効果も多様であるが、コミュニケーションの効果としては、地元のまちづくりに関する意向及びニーズに基づくまちづくりの検討が円滑に進むという効果があると考えられる。例えば、機構がコンパクトシティ実現に向けた調査を行う地方公共団体を公募した取組(平成27年度実施)について、当該地方公共団体とのコミュニケーションを継続し、平成28年度は、「水戸駅北口周辺地区(茨城県水戸市)」においてコンパクトシティ化等に向けたコーディネートを実施し、駅前において誘導すべき機能等について円滑な理解促進が図られた。平成29年度においても、引き続きコミュニケーションの機会を積極的に創出に努めているところ。</p>
<p>業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>(内部統制の適切な運用)</p> <p>○ コンプライアンス違反について、機構において、二度とこうした事態が起きないように再発を防止するための措置を速やかに講じ、コンプライアンスの徹底を図る必要がある。</p>	<p>○ 平成28年度は、千葉ニュータウン北環状線事業に関連する補償交渉過程におけるコンプライアンス違反に関して、以下の再発防止策を策定・公表(平成28年7月)し、平成28年度に全ての再発防止策に着手した。平成29年度においても、再発防止策とそのフォローアップに引き続き取り組み、コンプライアンスの徹底を図っていく。</p>

	<p>○ コンプライアンスに関する職員の意識が薄れがちになっていることが懸念される。コンプライアンス研修を拡充し、年に数回の具体的な事例紹介と検討を含め、毎朝のミーティングで確認しあう、また内部通報に対する制度もより利用しやすいものとするなど、今後のきめ細かい対策を期待する。</p>	<p>(1) 職員のコンプライアンスに関する意識改革の更なる徹底 (2) 各職員がコンプライアンス違反行為に踏み込むことを未然に防止するための業務上の環境整備 (3) 各職員の行動を組織としてフォローするコンプライアンス面の環境整備 (再掲)</p> <p>○ 平成 28 年度は、具体的なコンプライアンス違反事例を題材にした研修（計 12 回）や外部講師を招いた講演を行う等研修を拡充すると共に、従来の綱紀保持点検を見直し、管理職が職員と面談して点検を行う等、運用の改善を行った。また、コンプライアンス相談窓口について、7 月以降継続的に社内報及びイントラネットや研修時において周知を図ったほか、イントラネット学習システムを活用し、全役職員を対象にコンプライアンスに係る択一式の問題を解答させるなど、きめ細かい対策に取り組んだ。平成 29 年度においても、引き続きコンプライアンスに対する職員の意識向上と周知徹底を図っていく。</p>
--	--	---